

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

|   |                             |   |  |
|---|-----------------------------|---|--|
| 代理人<br>鎌田 健司<br>様<br>であて名<br>〒540-6207<br>日本国大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号<br>パナソニックIPマネジメント株式会社内 |                             | PCT<br>国際調査機関の見解書<br>(法施行規則第40条の2)<br>[PCT規則43の2.1] |  |
|   |                             | 発送日<br>(日.月.年) 17.04.2018                           |  |
| 出願人又は代理人<br>の書類記号 P1006716W001  |                             | 今後の手続については、下記2を参照すること。                              |  |
| 国際出願番号<br>PCT/J P 2018/005616   | 国際出願日<br>(日.月.年) 19.02.2018 | 優先日<br>(日.月.年) 21.02.2017                           |  |
| 国際特許分類 (IPC) Int.Cl. H04N21/485(2011.01) i, H04N21/442(2011.01) i                       |                             |   |  |
| 出願人 (氏名又は名称)<br>パナソニックIPマネジメント株式会社  |                             |   |  |

|  |
|--|
| 1. この見解書は次の内容を含む。<br><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<br><input checked="" type="checkbox"/> 第II欄 優先権<br><input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<br><input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<br><input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<br><input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<br><input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<br><input checked="" type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見<br>2. 今後の手続<br>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。<br>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。<br>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。 |
|--|

|  |  |    |      |
|--|--|----|------|
| 見解書を作成した日<br>05.04.2018  |  |    |      |
| 名称及びあて先<br>日本国特許庁 (ISA/J P)<br>郵便番号100-8915<br>東京都千代田区霞が関三丁目4番3号 | 特許庁審査官 (権限のある職員)<br>久保 光宏<br>電話番号 03-3581-1101 内線 3539 | 5C | 9189 |

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
  - 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
  - a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
    - 紙形式又はイメージファイル形式
  - b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
  - c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))
    - 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

## 第II欄 優先権

1. 国際調査機関が優先権主張の基礎となる先の出願の写し、又は、要求される場合には、先の出願の翻訳文を受領しなかったため、優先権主張の有効性を検討しなかった。しかしながら、出願人の主張する優先日が基準日であると仮定してこの見解書を作成した（PCT規則43の2.1及び64.1）。
2. この見解書は、優先権の主張が無効であると認められるので、優先権の主張がされなかったものとして作成した（PCT規則43の2.1及び64.1）。したがって、この見解書においては、上記国際出願日を基準日とする。

## 3. 追加の意見（必要ならば）

この国際出願は、以下の2つの優先権書類（Priority Documents）を伴っている。

## [第1優先権書類]

出願番号： US 62/461439  
優先日： 2017.02.21

## [第2優先権書類]

出願番号： JP 2017-189955  
優先日： 2017.09.29

請求項1-9, 11-14に記載されている事項は、前記[第1優先権書類]に記載されている。

したがって、請求項1-9, 11-14に対する優先日は、2017.02.21である。

次に、請求項10に記載されている事項は、前記[第2優先権書類]に記載されている。

しかしながら、請求項10に記載されている事項は、前記[第1優先権書類]には記載されていない。

したがって、請求項10に対しては、前記[第1優先権書類]は無効（invalid）である。

それ故に、請求項10に対する優先日は、2017.09.29である。

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

## 1. 見解

|                |     |                |   |
|----------------|-----|----------------|---|
| 新規性 (N)        | 請求項 | 3-6, 8-11      | 有 |
|                | 請求項 | 1, 2, 7, 12-14 | 無 |
| 進歩性 (IS)       | 請求項 |                | 有 |
|                | 請求項 | 1-14           | 無 |
| 産業上の利用可能性 (IA) | 請求項 | 1-14           | 有 |
|                | 請求項 |                | 無 |

## 2. 文献及び説明

文献D1: JP 2004-526374 A  
(KONINKLIJKE PHILIPS ELECTRONICS N.V.)  
2004.08.26, 図3

& US 2002/0144259 A1  
figure 3.

文献D2: JP 2016-504836 A (QUALCOMM INCORPORATED)  
2016.02.12, 段落[0019], [0020], [0024], [0027].

& WO 2014/085145 A2  
paragraphs [0025], [0026], [0030], [0033].

文献D3: JP 2011-066516 A (ソニー株式会社)  
2011.03.31, 段落[0003], [0018], [0052]-[0054];  
図1, 2, 5, 11.

& US 2012/0293405 A1  
paragraphs [0003], [0040], [0075]-[0077]; figures 1, 2, 5, 11.

文献D4: JP 2016-536914 A  
(ホアウェイ・テクノロジーズ・カンパニー・リミテッド)  
2016.11.24, 段落[0200].

& US 2016/0198236 A1  
paragraph [0453].

(補充欄に続く)

## 第Ⅷ欄 国際出願についての意見

請求の範囲、明細書及び図面の明瞭性又は請求の範囲の明細書による十分な裏付についての意見を次に示す。

請求項10は、明細書により十分に裏付けられていない。

請求項10に対応する記載は、明細書において、段落[0035]及び[0219]に存在する。

しかしながら、それら段落[0035]及び[0219]の記載は、請求項10の記載を形式的に反復して記載しているに過ぎない。

したがって、請求項10に記載されている「並置情報」に対応付けられた、コンテンツの提示に関する「制御」とは、具体的にどのように「制御」するのか、明細書において何ら具体的に説明されていない。

したがって、請求項10に記載されている発明を実施する手法が、明細書において具体的に説明されていない。

それ故に、請求項10は、明細書により十分に裏付けられていない。

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V.2 欄の続き

文献D5 : J P 2013-026997 A (ソニー株式会社)  
2013.02.04, 段落[0023].

& US 2014/0313417 A1  
paragraph [0030].

文献D6 : J P 2008-123576 A (日本電気株式会社)  
2008.05.29, 要約, 段落[0016], [0017], [0021], [0022], [0030],  
[0036], [0040], [0041], [0043]-[0045]; 図2. (ファミリーなし)

文献D7 : WO 2010/007987 A1 (シャープ株式会社)  
2010.01.21, 段落[0067], [0069], [0072]; 図4, 図5 (A) .

& US 2011/0149156 A1  
paragraphs [0074], [0075], [0078], [0083], [0084];  
figures 4 and 5(A).

文献D8 : J P 2005-221954 A (カシオ計算機株式会社)  
2005.08.18, 要約; 図1, 図8 (ファミリーなし)

文献D9 : J P 2014-106457 A  
(三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社) 2014.06.09,  
段落[0018], [0021], [0022], [0026], [0033], [0035], [0039],  
[0040]-[0042]; 図6 (ファミリーなし)

文献D10 : J P 2002-503896 A (インテル・コーポレーション)  
2002.02.05, 段落[0058], [0059].

& WO 99/35846 A1  
page 24, lines 6-25.

(更にもう1枚の補充欄に続く)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V.2 欄の続き

請求項 1

請求項 1 に係る発明は、国際調査報告 (I S R) で引用された文献 D 1 に記載されているので、新規性を有さない。

文献 D 1 の図 3 の「ルール基準 350 (RULE CRITERIA 350)」に記載されている「ユーザが部屋を出る (USER LEAVES ROOM)」、「ユーザが所定の時間部屋から出たままである (USER REMAINS OUT OF ROOM FOR PREDEFINED TIME)」及び「ユーザがメディア表示に注目していない (USER IS NOT PAYING ATTENTION TO MEDIA PRESENTATION)」というイベント (event) が、請求項 1 の「電子機器の周囲の環境に関する情報」を含む「電子機器の環境情報」に対応する。

文献 D 1 の図 3 の「イベントルールデータベース 300 (EVENT RULES DATABASE 300)」が、請求項 1 の「所定の対応付け」に対応する。

文献 D 1 の図 3 の「アクション 360 (ACTION 360)」に記載されている「一時停止コマンドを送る (SEND LIVE PAUSE COMMAND)」、「パワーセーブモードコマンドを送る (SEND POWER SAVE MODE COMMAND)」及び「一時停止コマンドを送る (SEND LIVE PAUSE COMMAND)」というアクション (action) が、請求項 1 の「取得した前記環境情報に対応付けられた、前記電子機器によるコンテンツの提示に関する制御を行う」に対応する。

したがって、請求項 1 の新規性は否定される。

請求項 2

請求項 2 は 5 つの選択肢、すなわち、第 1 の選択肢 (前記電子機器の周囲の人の有無)、第 2 の選択肢 (前記電子機器の周囲の人の向き)、第 3 の選択肢 (前記電子機器から見た周囲の人の方向)、第 4 の選択肢 (前記電子機器の周囲の明るさ)、第 5 の選択肢 (前記電子機器の周囲の音量を示す情報) を有している。

前記第 1 の選択肢を採用した場合、請求項 2 の新規性は、文献 D 1 によって否定される (詳細は、(2-1) において説明する)。

前記第 2 の選択肢を採用した場合、請求項 2 の進歩性は、文献 D 1 及び D 2 によって否定される (詳細は、(2-2) において説明する)。

前記第 3 の選択肢を採用した場合、請求項 2 の進歩性は、文献 D 1 及び D 3 によって否定される (詳細は、(2-3) において説明する)。

前記第 4 の選択肢を採用した場合、請求項 2 の進歩性は、文献 D 1 及び D 4 によって否定される (詳細は、(2-4) において説明する)。

前記第 5 の選択肢を採用した場合、請求項 2 の進歩性は、文献 D 1 及び D 5 によって否定される (詳細は、(2-5) において説明する)。

(2-1) 第 1 の選択肢を採用した場合

文献 D 1 の図 3 の「ルール基準 350 (RULE CRITERIA 350)」に記載されている「ユーザが部屋を出る (USER LEAVES ROOM)」及び「ユーザが所定の時間部屋から出たままである (USER REMAINS OUT OF ROOM FOR PREDEFINED TIME)」というイベント (event) が、請求項 2 の前記第 1 の選択肢である「前記電子機器の周囲の人の有無」に対応する。

(更にもう 1 枚の補充欄に続く)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V.2 欄の続き

また、文献D 1 では、図 1 の「オーディオ／ビジュアルキャプチャーデバイス 1 5 0 (AUDIO/VISUAL CAPTURE DEVICE 150)」によって取得された映像と音声进行分析 (図 4 のステップ 4 2 0 参照) することにより、前記「ユーザが部屋を出る (USER LEAVES ROOM)」及び前記「ユーザが所定の時間部屋から出たままである (USER REMAINS OUT OF ROOM FOR PREDEFINED TIME)」というイベント (event) を検出している。

文献 D 1 の前記「オーディオ／ビジュアルキャプチャーデバイス 1 5 0 (AUDIO/VISUAL CAPTURE DEVICE 150)」が、請求項 2 の「センサ」に対応する。

その他の点については請求項 1 について上述したことと同様であり、前記第 1 の選択肢を採用した場合、請求項 2 の新規性は、文献 D 1によって否定される。

(2-2) 第 2 の選択肢を採用した場合

文献 D 1 の図 3 の「ルール基準 350 (RULE CRITERIA 350)」には「ユーザがメディア表示に注目していない (USER IS NOT PAYING ATTENTION TO MEDIA PRESENTATION)」というイベント (event) が記載されているものの、当該イベントの具体的な検出手法は説明されていない。

しかしながら、文献 D 2 の段落 [0019], [0020], [0024], [0027] の記載 (対応する記載は、WOファミリー文献の paragraphs [0025], [0026], [0030], [0033] に存在する) に開示されているように、ユーザをカメラで撮影した画像を分析し、ユーザの視線が表示装置の方向を向いているか否かを判断することによって、表示装置に表示されているコンテンツにユーザが注目しているか否かを判断する手法は周知技術であり、文献 D 1 の前記「オーディオ／ビジュアルキャプチャーデバイス 1 5 0 (AUDIO/VISUAL CAPTURE DEVICE 150)」によって取得されたユーザの画像を文献 D 2 の前記手法を用いて分析し、前記イベント (event) を検出することは、当業者が容易に想到し得た事項に過ぎない。

文献 D 2 の前述のユーザの視線の方向の検出が、請求項 2 の前記第 2 の選択肢である「前記電子機器の周囲の人の向き」に対応する。

文献 D 1 の前記「オーディオ／ビジュアルキャプチャーデバイス 1 5 0 (AUDIO/VISUAL CAPTURE DEVICE 150)」が、請求項 2 の「センサ」に対応する。

その他の点については請求項 1 について上述したことと同様であり、前記第 2 の選択肢を採用した場合、請求項 2 の進歩性は、文献 D 1 及び D 2によって否定される。

(更にもう 1 枚の補充欄に続く)



## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V.2 欄の続き

(2-3) 第3の選択肢を採用した場合

文献D3の段落[0003], [0018], [0052]-[0054]の記載(対応する記載はUSファミリー文献において、paragraphs [0003], [0040], [0075]-[0077]に存在する)を参照すると、文献D3には、「画像表示装置100 (image display device 100)」に備えられた「撮像部104 (imaging sections 104)」によって撮像 (taken) された画像 (image) を解析 (analyze) し、「画像表示装置100の装置中心および正面方向軸に対するユーザの位置 (position of the user with respect to a device center and a frontward axis of the image display device 100)」を算出 (calculate) し、算出された「ユーザの位置 (position of the user)」に応じて「スピーカ部108から出力される音声の左右の音量バランス (the volume balance of the left and right sides of the stereo sound output from the speaker section 108)」を最適化 (optimizing) する処理を実行することが開示されている。

文献D3の「画像表示装置100の装置中心および正面方向軸に対するユーザの位置 (position of the user with respect to a device center and a frontward axis of the image display device 100)」が、請求項2の前記第3の選択肢であるところの「前記電子機器から見た周囲の人の方向」に対応する。

また、文献D1の前記「オーディオ/ビジュアルキャプチャーデバイス150 (AUDIO/VISUAL CAPTURE DEVICE 150)」が、請求項2の「センサ」に対応する。

文献D1の前記「オーディオ/ビジュアルキャプチャーデバイス150 (AUDIO/VISUAL CAPTURE DEVICE 150)」によって得られた映像 (image) を分析して検出されるイベント (event) として、文献D3の前記「画像表示装置100の装置中心および正面方向軸に対するユーザの位置 (position of the user with respect to a device center and a frontward axis of the image display device 100)」を採用することは、当業者が容易に想到し得た事項に過ぎない。

その他の点については、請求項1について上述したことと同様であり、前記第3の選択肢を採用した場合、請求項2の進歩性は、文献D1及びD3によって否定される。

(2-4) 第4の選択肢を採用した場合

文献D4の段落[0200]の記載(対応する記載はUSファミリー文献において、paragraph [0453]に存在する)を参照すると、「周辺光センサ (ambient light sensor)」によって検出された「周辺光の明るさ (brightness of the ambient light)」に従って「表示パネル141の輝度 (luminance of the display panel 141)」を調節 (adjust) することを文献D4は開示する。このようなことは、周知技術に過ぎない。

文献D4の前記「周辺光の明るさ (brightness of the ambient light)」が、請求項2の前記第4の選択肢であるところの「前記電子機器の周囲の明るさ」に対応する。

また、文献D1の前記「オーディオ/ビジュアルキャプチャーデバイス150 (AUDIO/VISUAL CAPTURE DEVICE 150)」が、請求項2の「センサ」に対応する。

(更にもう1枚の補充欄に続く)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V.2 欄の続き

文献D1の前記「オーディオ／ビジュアルキャプチャーデバイス150 (AUDIO/VISUAL CAPTURE DEVICE 150)」によって得られた映像 (image) を分析して検出されるイベント (event) として、文献D4の前記「周辺光の明るさ」を採用することは、当業者が容易に想到し得た事項に過ぎない。

その他の点については、請求項1について上述したことと同様であり、前記第4の選択肢を採用した場合、請求項2の進歩性は、文献D1及びD4によって否定される。

(2-5) 第5の選択肢を採用した場合

文献D5の段落[0023]の記載 (対応する記載はUSファミリー文献において、paragraph [0030]に存在する) を参照すると、「TVの周囲の環境音 (environmental sound around the TV)」を「集音 (collect)」し、それに基づいて「TVの音の出力、すなわち、・・・音量等 (the output of the sound from the TV, that is, for example, the volume...)」を制御 (control) することを文献D5は開示する。このようなことは、周知技術に過ぎない。

文献D5の前記「TVの周囲の環境音 (environmental sound around the TV)」が、請求項2の前記第5の選択肢であるところの「前記電子機器の周囲の音量を示す情報」に対応する。

また、文献D1の前記「オーディオ／ビジュアルキャプチャーデバイス150 (AUDIO/VISUAL CAPTURE DEVICE 150)」が、請求項2の「センサ」に対応する。

文献D1の前記「オーディオ／ビジュアルキャプチャーデバイス150 (AUDIO/VISUAL CAPTURE DEVICE 150)」によって得られた音声 (audio) を分析して検出されるイベント (event) として、文献D5の前記「TVの周囲の環境音 (environmental sound around the TV)」を採用することは、当業者が容易に想到し得た事項に過ぎない。

その他の点については、請求項1について上述したことと同様であり、前記第5の選択肢を採用した場合、請求項2の進歩性は、文献D1及びD5によって否定される。

請求項3

請求項3に係る発明は、国際調査報告で引用された文献D1と、文献D2とにより進歩性を有しない。

文献D2の段落[0019]の記載 (対応する記載はWOファミリー文献の paragraph [0025]に存在する) を参照すると、「エンゲージメントレベル (engagement level)」がコンテンツに対するユーザの関心レベル (level of interest) を含む旨の記載が存在する。

文献D2の段落[0020]の記載 (対応する記載はWOファミリー文献の paragraph [0026]に存在する) を参照すると、「エンゲージメントベースライン (engagement baseline)」は「周囲のサウンドレベル (ambient sound level)」、「ユーザのベースライン視線方向 (baseline viewing direction for a user)」、「周囲の光レベル等 (ambient light level, etc)」の「任意の組み合わせ (any combination thereof)」である旨の記載が存在する。

(更にもう1枚の補充欄に続く)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V.2 欄の続き

その他の点については、上記 (2-2) で述べたことと同様であり、請求項 3 の進歩性は、文献 D 1 及び D 2によって否定される。

請求項 4

請求項 4 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 D 1 と、文献 D 6 とにより進歩性を有しない。

文献 D 6 の [要約] を参照すると、「ポータブルコンテンツ再生装置」が有している「センサ」が検出した「再生環境」に応じた「コンテンツ」を検索し再生することが開示されている。また、文献 D 6 の段落 [0017], [0021], [0022] を参照すると、前記「センサ」が「照度センサ 4」及び／又は「ノイズセンサ 5」を含むことと、前記「再生環境」が周囲の「照度」及び／又は「騒音レベル」を含むことが記載されている。また、文献 D 6 の図 2 には、前記「照度」及び／又は前記「騒音レベル」等の「環境要素」の数値の条件と対応付けられて「コンテンツ ID」が格納された「コンテンツインデックスデータ 1 4」が図示されている。

文献 D 1 において、文献 D 6 の上述の処理も行うようにすることは、当業者が容易に想到し得た事項に過ぎない。

その他の点については、上記 (2-1) で述べたことと同様であり、請求項 4 の進歩性は、文献 D 1 及び D 6 により否定される。

請求項 5

請求項 5 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 D 1 と、文献 D 6 とにより進歩性を有しない。

文献 D 6 の図 2 に図示されている前記「コンテンツインデックスデータ 1 4」の中にコンテンツ ID と対応付けられて格納されている前記「照度」及び／又は前記「騒音レベル」等の「環境要素」が、請求項 5 の「属性情報」に対応する。

その他の点については、請求項 4 について述べたことと同様であり、請求項 5 の進歩性は、文献 D 1 及び D 6 により否定される。

請求項 6

請求項 6 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 D 1, D 6 及び D 7 により進歩性を有しない。

文献 D 7 の段落 [0067], [0069], [0072] の記載 (対応する記載は、US ファミリー文献の paragraphs [0074], [0075], [0078], [0083], [0084] に存在する) と、図 4, 図 5 (A) を参照すると、コンテンツを視聴する場所の照明の明るさの条件 (図 4 の「照明 (LIGHTING)」の「明るさ (BRIGHTNESS)」という「条件 (CONDITIONS)」参照) と、その条件を厳密に守ることを指定する情報 (図 5 (A) の "Strict" 参照) とをコンテンツに対応付けることが開示されている。それらの条件が、請求項 6 の「許容情報」に対応する。

(更にもう 1 枚の補充欄に続く)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V.2 欄の続き

上述の如く、文献D 6では、「照度センサ」によって検出された「照度」に基づいてコンテンツが選択されているが、文献D 7の図4及び図5 (A)で指定された前記「明るさ (BRIGHTNESS)」の条件 (CONDITION) を前記「照度」が満足していなければ、そのようなコンテンツは選択されないことは当然である。

その他の点については、請求項5について述べたことと同様であり、請求項6の進歩性は、文献D 1, D 6及びD 7により否定される。

請求項7

請求項7に係る発明は、I S Rで引用された文献D 1に記載されているので、新規性を有さない。

文献D 1の図3の「アクション 360 (ACTION 360)」に記載されている「一時停止コマンドを送る (SEND LIVE PAUSE COMMAND)」、「パワーセーブモードコマンドを送る (SEND POWER SAVE MODE COMMAND)」が、請求項7の「コンテンツの提示」の「停止」、「終了」に対応する。

その他の点については請求項1について上述したことと同様であり、請求項7の新規性は否定される。

請求項8

請求項8に係る発明は、I S Rで引用された文献D 1と、文献D 4又はD 5とにより進歩性を有しない。

詳細は、上記 (2-4) 及び (2-5) で述べたことと同様である。

請求項9

請求項9に係る発明は、I S Rで引用された文献D 1と、文献D 8とにより進歩性を有しない。

文献D 8の [要約] と図1, 図8を参照すると「携帯型テレビ1」が内蔵する「角度センサ」を用いて検出した「傾斜角度」に基づいて「使用姿勢」を「判定」し、判定された「使用姿勢」に応じた表示モード (図8参照) を選択することが開示されている。

文献D 8の前述の機能を文献D 1において使用することは、当業者が容易に想到し得た事項に過ぎない。

その他の点については、請求項1について上述したことと同様であり、請求項9の進歩性は否定される。

請求項10

請求項10に係る発明は、I S Rで引用された文献D 1と、文献D 9とにより進歩性を有しない。

文献D 9は、段落[0018], [0021], [0022], [0026], [0033], [0035], [0039], [0040]-[0042]に、以下の記載を有する。

(更にもう1枚の補充欄に続く)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V.2 欄の続き

「[0018]・・・図1に示すように、通常時には、各表示装置30は1台で独立して配置される、または複数台で隣接して配置されることが予め決められているため、各表示装置30の配置に応じて、適切なコンテンツが表示されるようになっている。・・・なお、複数の表示装置30が隣接して配置されている場合、隣接して配置された複数の表示装置30を1台の大型の表示装置として、コンテンツが表示される場合もある。例えば、2台の表示装置30を1台の表示装置として、2台の表示装置30に跨った大型の広告等が表示される場合もある。・・・」

「[0021] 図2、図3に基づき説明したように、多数の航空機に遅延が発生した時には、・・・。そこで、空港に配置される表示装置30のうち、少なくとも一部を移動可能にしておく。そして、移動可能な表示装置30を移動させ、行列の途中に、適切な間隔で表示装置30を配置する。・・・」

「[0022] しかし、表示装置30を配置した場所によって表示すべきコンテンツが異なるだけでなく、複数の表示装置30を隣接して配置したか、1台の表示装置30を配置したかによっても表示すべきコンテンツが異なる。・・・」

「[0026] 配置情報受信部11は、通信装置により、各表示装置30から配置情報を受信する。配置情報には、その表示装置30の位置を示す位置情報（エリア情報）と、左右に隣接して配置された表示装置30を示す隣接情報とが含まれる。」

「[0033] 表示装置30は、位置検出部31、隣接検出部32、配置情報送信部33、コンテンツ受信部34、表示部35を備える。」

「[0035] 隣接検出部32は、左右に隣接して配置された他の表示装置30を検出する。図6は、隣接検出部32が左右に隣接して配置された他の表示装置30を検出する動作の説明図である。各表示装置30は、左右に自身の識別情報を記憶したタグ321を備える。また、各表示装置30は、左右にタグから識別情報を読み出す読取装置322を備える。・・・読取装置322の電波の出力強度を調整することにより、何センチ離れていても隣接していると判定するかを制御することができる。」

「[0039] 図8は・・・フローチャートである。・・・まず、各表示装置30では、位置検出部31が、自身の位置を検出する（S101）。また、隣接検出部32が、左右に隣接して配置された他の表示装置30を検出する（S102）。そして、配置情報送信部33が、S101、S102で検出した位置と、左右に隣接して配置された他の表示装置30とを示す配置情報を表示制御装置10へ送信する（S103）。」

（更にもう1枚の補充欄に続く）

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V.2 欄の続き

「[0040] 次に、表示制御装置 10 では、・・・グループ特定部 12 が、S 104 で受信した配置情報に基づき、表示装置 30 のグループを特定する (S 105)。・・・そのグループに属する各表示装置 30 に表示するコンテンツをコンテンツ記憶部 15 から取得する (S 108)。この際、各表示装置 30 に表示するコンテンツは、配置情報が示す隣接関係により特定される、グループ内における表示装置 30 の配置 (例えば、左、中央、右) に合致したものが特定される。・・・」,

「[0041]・・・そして、表示部 35 が、S 110 で受信したコンテンツを表示する (S 111)。」,

「[0042] なお、S 105 の処理でグループ特定部 12 は、表示装置 30 から受信した配置情報に左右の隣接情報がない場合は、該当の表示装置 30 は単独で設置されていると判定し、1 台でのグループであると判定する。・・・」.

すなわち、文献 D 9 は、「表示装置 30」が有する「隣接検出部 32」が、各々の「表示装置 30」の左右に隣接する他の表示装置の有無及びそれらの識別情報を示す「隣接情報」(段落 [0026], [0042] 参照) を検出し、検出された「隣接情報」に基づいて異なるコンテンツの表示制御を行うことを開示する。文献 D 9 の前記「隣接情報」が、請求項 10 の「並置情報」に対応する。

文献 D 9 の上述の機能を文献 D 1 において使用することは、当業者が容易に想到し得た事項に過ぎない。

その他の点については、請求項 1 について上述したことと同様であり、請求項 10 の進歩性は否定される。

請求項 11

請求項 11 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 D 1 と、文献 D 10 とにより進歩性を有しない。

文献 D 10 の段落 [0058], [0059] の記載 (対応する記載は WO ファミリー文献の第 24 頁第 6 - 25 行に存在する) に開示されているように、動作ログ (behavior log) を出力することは周知技術であり、文献 D 1 においてこの周知技術を使用することは、当業者が容易に想到し得た事項に過ぎない。

その他の点については、請求項 1 について上述したことと同様であり、請求項 11 の進歩性は否定される。

請求項 12 - 14

請求項 12 - 14 に係る発明は、ISR で引用された文献 D 1 に記載されているので、新規性を有さない。

請求項 1 と同様の理由による。